3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒980―8602 仙台市青葉区本町３－３－１ 仙台合同庁舎Ｂ棟　東北地方整備局総務部経理調達課契約管理係　大橋　敏規　電話 022―716―0013
⑵　電子調達システムＵＲＬ及び問い合わせ先
電子調達システム
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/
上記⑴の問い合わせ先と同じ
⑶　入札説明書の配付期間、場所及び方法　平成31年１月15日から平成31年３月12日まで、上記⑴の場所において配付する。
⑷　紙入札方式による証明書等の受領期限、及び電子調達システムによる入札書類データ（証明書類）の受領期限　平成31年２月14日16時00分
⑸　紙入札、郵送等による入札書、及び電子調達システムによる入札書の受領期限　平成31年３月12日16時00分
⑹　開札日時及び場所　平成31年３月13日13時30分　東北地方整備局（仙台合同庁舎Ｂ棟）会議室
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に示す特定役務を履行できることを証明する書類を提出しなければならない。
①　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
②　電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（証明書等）を上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。
なお、①、②いずれの場合も、入札参加希望者は開札までの間において、契約担当官等から当該証明書等の内容に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した特定役務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
なお、落札者となるべき者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
⑺　本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札である。
⑻　契約締結日は平成31年４月１日、契約期間の始期は平成31年４月１日とする。ただし、４月２日以降に予算が成立した場合には、契約締結日はその成立日とする。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、当面全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
⑼　手続きにおける交渉の有無　無
⑽　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasunari Watanabe Vice Director-General, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 55
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Operation “KOHAKU” and charter for port services craft, 1 set
⑷　Fulfillment period : 31 March 2020
⑸　Fulfillment place : As shown in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A, B, C or D in “Provision of services” in the Tohoku district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year, 2019／2020／2021
③　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
④　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/
⑺　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 16 : 00　12 March 2019 (tenders brought with 16 : 00 12 March 2019 or submitted by mail 16 : 00　12 March 2019)
⑻　Contact Point for the notice : Toshinori Oohashi, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 3―3―1 Honcho, Aoba-ku, Sendai-city, Miyagi-pref 980―8602 Japan. TEL 022―716―0013

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 31 年 1 月 15 日
支出負担行為担当官
東北地方整備局副局長　渡邉　泰也
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
○第９号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　55
⑵　購入等件名及び数量　港湾業務艇「りゅうじん」運航及び用船　１式　＜電子調達対象案件＞
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び別冊仕様書のとおり。
⑷　履行期間　平成31年４月１日から平成32年３月31日
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札説明書による。
また、原則として当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の申請を定期受付において行い、受理されている者で、平成31年４月１日までにＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者であること。
ただし、平成31年４月１日に「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級の資格認定が得られない場合には、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。
⑶　上記⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには、当該資格の決定を受けかつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
⑷　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年３月30日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。